

フランスの大学改革

2008年5月

独立行政法人 科学技術振興機構
研究開発戦略センター

柴田 治呂

本レポートは、JST 研究開発戦略センターの依頼により、シニアコンサルタント柴田氏が執筆したものであり、JST および研究開発戦略センターの組織としての見解を示すものではありません。また、本文中のリンクは、リンク先の状況によりアクセスできなくなる可能性があります。

— 目次 —

1. サルコジ政権と科学技術政策	1
2. 高等教育の概要	5
3. 大学の現状	10
4. 大学改革の概要	16
5. 大学各組織毎の具体的改革	23
6. 法律制定後の具体的措置	35
7. まとめ	38
8. 附録	39

1. サルコジ政権と科学技術政策

1.1 サルコジ政権

1. 昨年5月の大統領選挙で勝利したサルコジ大統領は、グローバリゼーションの中で従来のフランスの思考、行動様式を変えようとしている。民主化という旗印のもとに、リベラルな方向で改革を進めようとし、自由をより重んじ、よく働き、よく稼ぎ (**travail plus, profit plus**) というのを選挙モットーとしていた。サルコジ大統領は、競争力強化により仏経済を活性化することを目指し、自由化路線で様々な改革を進めようとし、同じ保守であるが、前との断絶、保守貴族を切るとして、社会、経済環境を変えようとしている。
2. フランス社会は、資本主義社会の中にあっても、特異的な存在である。就業人員の4人の1人は公務員と言われるように、フランスにおいては公的部門の役割はきわめて大きい。フランスの公務員は、国、地方自治体、病院の三つに分類されており、広義の公務員は600万人程度と言われている。そのうち国家公務員は230万人で、多いのが防衛分野で44万人のほか、教育分野で120万人が雇用されている。幼稚園から大学まで、教育は国の業務とみなされているので、教員は皆国家公務員ということになる。地方公務員は約150万人で、病院部門では約130万人が広義の公務員とされている。公営事業においても、国が過半数の株を保持している公社等に約75万人が従事している。これには、電気ガス公社、国鉄、パリ交通公団、郵便公社、通信公社、フランス銀行が含まれる。このような多数の公務員に支えられる政府の指導力は強く、フランスは、大統領府を頂点とする中央集権的国家であり、いわば大きな政府の典型ともいえる。産業界もルノーがかつて国営であったように、国からの影響を今でも強く受けている。企業の自由を中心とするアメリカ型社会とフランスは大きく異なっている。このような特殊なフランス社会を変えようとするのがサルコジ政権の大胆な挑戦である。
3. 改革の象徴は週労働時間35時間制を大幅に緩和できるかどうかである。社会党政権時代に労働時間を短縮することによって雇用の増大を目指すとして、現行の35時間制を実現したが、これがフランス経済を低迷にさせている大きな理由であるとして改革しようとしている。また、経済活性化のため税・社会保障負担の減免、雇用の柔軟化などを進めようとしている。
4. フランスには時代の流れに沿わないものが多くある。たとえば、公務員の年金問題で、鉄道、消防などの勤務者は、厳しい労働条件だとして、年金期間を短縮されていたが、今やそれほどきつい労働ではなく、普通の労働者と同じで良いはずだとしている。これに対して、労働者は既存の権利を守るために、ストライキを起こして抵抗している。また、パリは、タクシーが少なく困っているのは有名だが、タクシー組合が新たにタクシーを増やせば、自分たちの利益が減ると反対している。組合が自分たちの権利だけを追求する事態がしばしばフランスで起きている。こういう時代に合わないものを改革しようとしているサルコジ政権であるが、しかし、労組などの抵抗も大きく、実現性は予断を許さぬところである。

5. リベラルな方向での改革は自由化を進めるものであり、それは規制緩和を進めることになる。しかし、それらを進めると既得権益と対立することになる。そのやり方はイギリスの元ブレア首相をまねていると言われているが、フランスではドゴールやミッテランなどの重厚さも信頼を得るもので、やや軽すぎると見られる。自由を進めると伝統的価値観、博愛、福祉国家を批判することになる。フランスでは家族、地域、血縁、職場の仲間意識などを重要視する保守的思想が根底にあり、ここにメスを入れようとする、大きな抵抗が生まれる。これらの古き良きフランスを壊そうとすると離反が出てくる可能性がある。

6. サルコジ政権は、自由を増やすことで経済活性化を目指しているが、同時に経済の原動力となる教育と科学技術についても優先課題と認識している。このため国民教育省と高等教育・研究省をそれぞれ独立の省として興した。教育問題では、初等中等教育における学区制を廃止することを目指している。地域を指定した学区に生徒が進まなければならないという制約をはずし、自由に学校を選べるようにしようとしている。高等教育・研究省では、ENA(国立行政学院)出身のペクレス大臣を充て、そのもとで大学改革などの改革を進めようとしている。

1.2 科学技術政策

現在、ペクレス高等教育・研究大臣のもとで進められている科学技術政策の重点は次の通りであると考えられる。

1. 大学の自治確立と民主化がまず第一の当面の優先課題である。大学の改革は、明日の経済のための投資との位置づけである。予算を増やすだけでなく、大学の運営方法を変えることにより大学の活性化を図るものである。学長に自治の権限を与えるとともに、責任を持たせることがその趣旨である。このような改革に成功しなければ、従来通り、優秀な生徒がグランゼコールに流れてしまうであろう。
2. 科学技術政策においては、優先分野を決めて推進するのも重要である。ライフサイエンス、情報通信、エネルギー、ナノテクノロジー、持続可能な発展の 5 分野を重点分野と決めている。特にエネルギーは温暖化対策があるので急務であり、持続可能な発展と合わせて重視する。
3. 国家的要請に応えるために、プロジェクト研究も重視していく。既に 2005 年より ANR (Agance National de la recherche、国立研究庁) が設置されており、これを使いテーマを限定したプロジェクト型研究の助成を強化していく。また、EU の第 7 次フレーム計画に積極的に参加する方針である。
4. フランスの研究体制の改善も大きな問題である。フランスでは、大学、グランゼコール、国立の試験研究機関の 3 本柱で研究を進めているが、研究の方針は国立科学研究センター (CNRS)、国立保健医学研究所 (INSERM)、国立農学研究所 (INRA) などの国立科学研究機関が主に決めている。各大学には独自の研究方針が無く、これを変えて大学を研究の中心となるよう生まれ変わらせることが重要である。それにより、国立試験機関とのパートナーも強化することができる。大学長に権限が移ることで、協力における大学の位置づけも強まるであろう。
5. 目下大学の改革を優先的に進めているが、次の重要改革課題は CNRS の改革である。これから大量の退職者が出てくるが、その補充をどのようにしていくのかが大きな課題である。サルコジ政権は、公務員を減らす方針であるので、十分な補充は行われず、人員は削減されることであろう。その中で研究の質をどのように維持するか、難しい課題と直面する。その解決のためには CNRS の任務、体制、戦略などを再検討しなければならないだろう。CNRS の改革は避けて通れない科学技術政策の次の中心的課題である。国立科学研究センターで、今一つ具体的に検討を進めているのは混成研究単位の改革である。今までは複数の機関から資金を受けていたが、この場合、契約や評価などがそれぞれ一つずつの機関ごとに行わなければならない、効率的な運営ができないという問題点があった。これを、例えば、大学との契約にはいくつものものを一本化し、複数の国立試験機関との契約をまとめて一つの契約に一本化

するなど二つ位の契約にまとめてみるという方向で検討している。

6. 国民の税金を使う以上、評価を強化することも重要である。研究機関の内部評価に任せるだけでなく、国としても2006年に、研究・高等教育評価機構(AERS)を作り、独立性と透明性を高めることを目標としている。評価のやり方としては、1テーマにつき、第三者6～7名の委員で評価することを検討中である。
7. 政府研究機関の成果を民間に移転することは、1999年のイノベーション法以降の重点政策である。公的研究機関発のベンチャー企業をこれからも増やしていく必要がある。民間との関係は、競争力拠点(Pôle de competitivite)が効果的で、産業界と公的機関との共同研究、公的機関からの技術移転などにより、産業力の強化に大いに役立つ。公的機関と民間の有機的連携は引き続き重点政策である。
8. 研究開発力を強め民間の競争力を高めることも重点の一つである。このため民間の研究開発費に対して減税措置、研究開発費税額控除(Credit impôt de la recherche)を講ずることをさらに拡大、強化していく。
9. 本年後半、フランスはEUの議長団となるので、科学技術政策においては、宇宙協力、研究者の活性化、大型研究装置に関する協力などを重視する。

2. 高等教育の概要

2.1 概況

フランスの高等教育は、大学と大学以外の高等教育機関が並存しているという先進国の中でも特殊なものである。高等教育は、国の役割であるとの認識のもとに、大半の学生は国立の高等教育機関に在籍している。特に大学においては、高校を卒業したバカロレア保持者(大学入学資格者)は、無試験で大学に入学できる制度となっているうえ、安い登録料は徴収するが、授業料は無料とする方針を政府は堅持している。

大学以外の高等教育機関としてはグランゼコール、グランゼコール準備級(CPGE)、高校(リッセ)附属の高級技術者養成短期高等教育課程(STS)が主たるものであるが、その他、教員養成校、技師養成校、商業高校など種々ある。大学においても技術短期大学部(IUT)があり、また大学には多種多様な学位、免状が存在している。多様性がフランスの高等教育の一つの特色とも言える。2007年時点で225万8,000人の学生が高等教育に在籍しているが、その学生の内訳は次の通りである。

大学(除く IUT)	58.7%	132 万 6,000 人
IUT	5.0%	11 万 3,000 人
CPGE	3.4%	7 万 7,500 人
STS	10.4%	23 万 5,000 人
グランゼコール、その他	22.4%	50 万 6,500 人

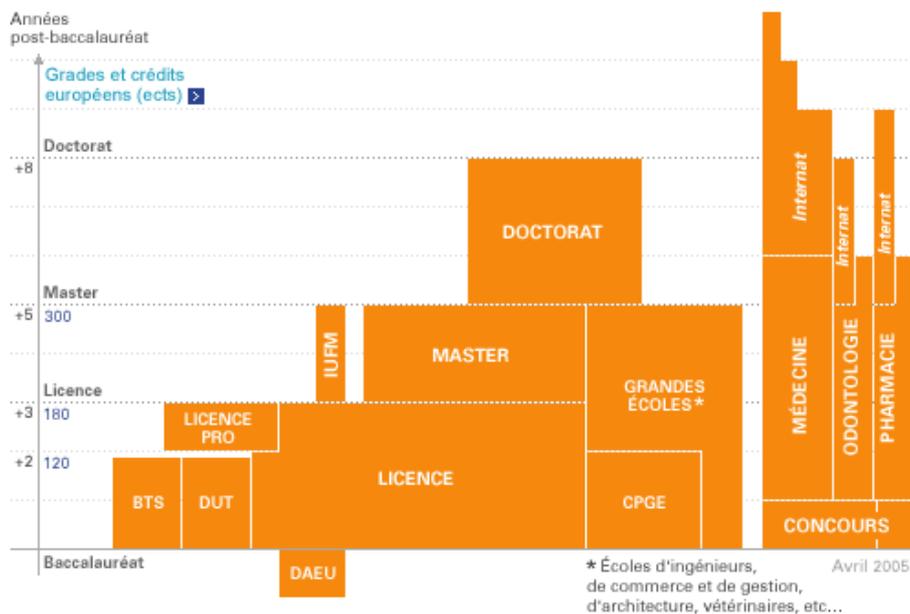
グランゼコール、その他が2割強であり、大学が6割弱しか占めておらず、高等教育における大学の比重が小さいことが他国との大きな違いである。

高等教育を支える人材についてみると、合計14万7,000人がこれに従事している。フランスでは、研究者と教育者を完全に区別しており、日本の大学教員のように、教育と研究を兼ね行う教員は教員・研究者(enseignant-chercheur)と呼ばれる。(本稿では研究教員と略すこともある)研究を行わず、教育だけを行うものを教員(enseignant)と厳密に区別している。その内訳は次の通りである。

6万2,000人	教員・研究者。うち、4,300は大学医療センターに所属。
2万8,000人	教員
6万4,345人	技師、専門職、事務職等

これらの各高等教育機関の相互関係をわかりやすく示したものが、図1である。STS、IUT、CPGEは修業年限2年である。フランスでは、ヨーロッパ共通の単位コースを求める欧州高等教育圏構想に基づき、最近では大学の単位を学士3年(licence)、マスター2年、ドクター3年に共通化している。

図1 フランスの高等教育体制



注 Licenceは学士 CPGEはグランゼコール準備級 DUTは職業技術教育短期大学課程 IUFMは教員養成センター BTSはSTSのこと

他国の教育体制と比べると、フランスの高等教育におけるグランゼコールは特異的な存在である。グランゼコールは社会の各組織の指導者を育成することを目標としている。公的機関、会社などの幹部養成を行うことが目的となっている。有名グランゼコールを卒業した者は、有力組織の幹部としての道を初めから歩むことができるので、いわばエリート養成校と位置づけを持つ。昔はナポレオンが創設した技術系のエコール・ポリテクニク(École Polytechnique)出身者が超エリートであった。最近では事務系の大学院レベルの ENA(École National d'Administration、国立行政学院)が影響力を發揮し、政界の有力者の多くは ENA 出身者となっている。例えば、最近ではシラク大統領、ドビルパン前首相等の保守派と社会党のジョスパン元首相、ファビウス元首相、ロワイヤル前大統領候補等、左右両方の指導者を送り出している。一部の有力グランゼコールが高等教育の頂点に君臨しているのが、他国にないフランスの高等教育の著しい特徴である。

2.2 グランゼコール

通常グランゼコール(*grandes école*)と呼ばれるものは、四つに分類される。エコール・エンジニア、エコール・ノルマル・スウペリウー(ENS)、エコール・コマース、獣医エコール。

これらの特色の一つは、レベルが非常に高く、高校卒業後5年間以上の教育に相当する学位を得ることができる点である。第2の特色は、大学と異なって選抜試験があることである。選抜試験を受けるためには、通常、グランゼコール準備級という特別な教育コースで2年間勉強しなければならない。日本の大学の2年間の教養課程を準備級で勉強し、入学後は3年間で学位を取るの、修士相当で卒業することになる。それぞれのグランゼコールの概要は次の通りである。

1. エコール・エンジニア

現在約240校存在する。エコールにもよるが、大学で学士を修了した者も中途入学することも可能である。修業年限は3年または5年である。教育は、ゼネラリストを目指すものと専門教育(農業、化学、生物、情報等)を目指すものがある。国立のエコールでは、授業料は年間380ユーロである。超エリートと称されるのは、次の5校である。

- エコール・ポリテクニク
- エコール・ナショナル・スウペリウー・デ・ミン
(*École Nationale Supérieure des Mines*, 国立鉱業大学)
- エコール・サントラル(*École Centrale Paris*, 中央学校)
- エコール・ナショナル・ド・ボン・エ・ショッセ
(*École nationale des Ponts et Chaussées*, 国立土木学校)
- エコール・スウペリウー・ド・エレクトリシテ(*École Supérieure d'Électricité*, 高等電気学校)

2. エコール・ノルマル・スウペリウー(ENS、*École Normale Supérieure*, 国立高等師範学校)

ENSは、エコール・ポリテクニクと並んでナポレオンが創設した由緒ある学校である。ENSの目的は、最高レベルの教員・研究者を育成すると共に、企業や行政の指導幹部を養成することである。修業年限は4年である。ENSは、地域に展開する次の4校のみで、その特色は次の通りである。

• ENS パリ	人文科学、自然科学全般
• 人文社会科学 ENS リヨン	人文、社会科学
• ENS Cachan (パリ郊外)	科学、技術、経営
• ENS リヨン	インターディシプリナリーな科学

3. エコール・コマース

エコール・コマースでは、商業、経営、会計等を教える。全国では約220のエコール・コマースが存在するが、多くは私立か商工会議所が運営している。エコール・コマースの修業年限は、3、4、5年である。多くのエコールはグランゼコール準備級後に試験で入学するが、約190のエコールではバカロレア取得後に入学することとしている。この場合、4年から5年が修業年限である。エコール・コマースの大半は私立であるため授業料は高く、年間4,500～7,000ユーロである。

4. 獣医エコール

パリ近郊、リヨン、ナント、トゥールーズに4校存在する。修業年限は4年から7年、授業料は平均年間762ユーロである。

2.3 グランゼコール準備級

グランゼコール準備級 (Class préparatoire aux grandes écoles) とは、グランゼコール入学試験のために、2～3年の間生徒を教育する高等教育コースである。この準備級は高等学校(リッセ)に付設されるもので、バカロレア保持者またはそれと同等とみなされる者が入学できる。その目的は、グランゼコールの教育についていけるだけの知識を教えることである。教育内容については、準備級とグランゼコールが協議した後、高等教育省令によって定められる。

グランゼコール準備級には次の三つの分類がある。

- ・ 経済商業準備級
- ・ 文学準備級
- ・ 科学準備級

経済商業準備級では商業と経営のグランゼコールを志願する者を教育するコースである。数学、経済、言語、歴史、文化など様々な学問を勉強する。文学準備級は、ENS 及び商業と経営のグランゼコール向けのコースである。科学準備級ではエコール・エンジニア、ENS、獣医エコールに備えるものである。グランゼコールの入学に失敗した者は、大学に進むことも可能である。

名門のグランゼコールに入るためには、名門のグランゼコール準備級に入っていることが得策である。従って多くの学生は一部の名門グランゼコール準備級を志願することになる。リッセ・ルイール・グラン、リッセ・アンリIV等の一部のグランゼコール準備級が名門であり、厳しい競争を経なければ入学できない。一般に名門のグランゼコールに入るため、グランゼコール準備級の学生は、猛勉強をする。朝から晩まで勉強するため太陽を見ず、モグラと呼ばれるほどである。この点が日本の学生と決定的に違う。

グランゼコールは、日本の大学の2年間の教養課程に相当するが、日本であれば、激しい受験戦争を経て入学した学生は初めの2年間は遊んでしまい、専門課程で頑張ろうということになる。日本では必死に勉強するのが高校レベルであるのに対し、フランスでは大学教養レベルを必死に勉強している。特にフランスでは、数学が重んじられているので、人文社会系でも数学を勉強する。グランゼコール準備級を経ることによって、フランスの学生は一段高い教養を身につけることになる。彼らがその後、グランゼコールで厳しい教育を受けるので、卒業生は一般教養と専門性を兼ね備えた超優秀な人材となる。こうしてグランゼコールの卒業生は、社会の指導者の道を歩み始めるエリートにふさわしい素養を得ることができるのである。フランスは、日本以上に学歴社会であるが、名門グランゼコールを出たエリートには、十分その値打ちがあると見なされる。

3. 大学の現状

3.1 大学の運営体制

現在フランスには83の大学、または大学と同等の教育機関が存在する。これらの各大学は、学問分野ごとに組織された教育研究単位(UFR, *unité de formation et de recherche*)を基礎に構成されている。UFRは、日本では学部に対応するものである。UFRのもとに、学科、研究実験施設(*laboratoire*)、研究センター(*centre de recherche*)などが置かれている。大学内にはこれ以外にも、先に述べた技術教育短期大学が置かれている他、自律性を持つ教育研究施設(*institut*)と学院(*école*)なども設置されている。例えば、教員養成センター(*institut universitaire de formation des maitres*)などがこれにあたる。

この他教育、研究を支援するための共用施設が置かれている。図書館、生涯学習センター、資料管理センター、学生受け入れ・情報指導センター、留学生センター、産業・商業活動センターなどである。産業・商業活動センターは、1999年の技術革新、研究に関する法律で設置されるようになったものであり、学内施設の企業への貸与や知的所有権の運用などを行う組織である。

大学は、このような様々な組織から構成されているので、大学としての運営を行うために各種評議会を設置して、民主的な運営に努めている。大学全体の運営のための評議会は次の三つである。

- ・ 運営評議会 (*Conseil d'Administration*)
- ・ 科学評議会 (*Conseil Scientifique*)
- ・ 学業・学生生活評議会 (*Conseil des Etudes et de la Vie Universitaire*)

科学評議会と学業・学生生活評議会は、基本的に提案をまとめる組織であり、運営評議会が議決機関になり、大学学長が決済する分担である。評議会は、教員、技術系事務系職員、学生のそれぞれの代表と外部委員から構成されている。

大学のUFRなどの構成機関においても、それぞれ評議会を持って組織の意見を集約している。UFRが有力な構成体であるので、UFRの決定が評議会の決定を左右する傾向もみられる。大学としての管理運営をいかに効率的に進めるかという問題は、以前からの大きな懸案事項となっている。

大学の予算については、財源が多様であり、また、各大学によっても異なるので一般化は難しいが、およそ全予算の半分は教職員の人件費であり、これは従来国から直接本人に支給されていた。これ以外の国からの予算は、大学の規模によって決められる包括的な運営交付金、国との契約によって受ける交付金、各種補助金などである。国との契約に基づく予算では、国は大学の義務を定め、それに必要な予算や人員を決め、それに基づき交付金を大学に配分する。この契約政策は1980年代半ばから始められ、研究分野において導入が進められた。その後拡大し、現在では大学の全事業が対象となっており、全大学が国との契約を結んでいる。国との契約は4か年にわたる複数年契約である。

3.2 フランスの研究体制

フランスでは国立の研究機関が研究分野では大きな役割を果たしている。科学研究全般では、国立科学研究センター(CNRS, Centre national de la recherche scientifique)、医療保険分野では、国立保健医学研究所(INSERM)、農業分野では、国立農学研究所(INRA)といった優れた国立研究機関が研究を実施している。中でも国立科学研究センターは総人員約3万2千人で、研究員は約1万2,000人を抱える一大研究機関である。

これらの国の研究機関は、自前の施設で研究を進めるばかりでなく、大学の施設、人材を利用しながら研究を行うとの方針を持っている。このため大学の内に研究の拠点を置いている。国立研究機関と大学が契約を結び、研究内容を定め、国立研究機関が大学に予算と人材を提供して、共同で研究を実施するが、これが混成研究単位(UMR, unite mixte de recherche)と呼ばれるものである。

大学には独自に研究を行う予算が少なく、各大学にとって混成研究単位は重要な研究組織となっている。政府の方針として、大学には教育にウェイトをおき、研究では国立研究機関で組織的に行うと整理する結果である。国立研究センターでは、研究は研究ユニットという形式のもとに実施している。現在約1,300の研究ユニットがあるが、そのうち90%は、大学、または他の研究機関との混成研究単位のもとで機能している。大学の中に国立研究機関のグループが存在し、共同して研究を進めているのは、他国にはない、フランスの大学のきわめて大きな特色である。

3.3 大学の問題点と改革の背景

サルコジ大統領は、就任直後より大学改革を最優先的な課題と位置付け、ペクレス高等教育研究大臣のもとで、大学改革に着手した。その結果、政権発足後3カ月という短期間で、大学改革を進める「大学の自由と責任に関する法律」を成立させた。その趣旨は、これまで大学に対する国の関与が大きく、自治権が乏しかったために大学は充分その機能を発揮することができなかったという反省をもとに、大学の裁量権を増加させ、自治権を高め、大学自らの責任において大学を運営し、大学を魅力的に改革することである。サルコジ大統領は、この法律に基づく5年にわたる大学改革を成功裡に進めるために、5年間で大学予算を50億ユーロ増加させることを公約している。この法律に基づく改革の具体的な内容は次章以降に示すが、そのような改革を行わなければならない背景とその対策の方向は、次の通りである。

1. 落伍者対策

現状では入学した学生の50%は最初の1年で授業についていけず、進学できないという極めて深刻な状況に陥っている。また、毎年9万人の学生が学位を取得することなく、大学を退学するという大問題が現在の大学にある。

その理由は、バカロレア保持者は無試験で大学に入学できるという制度により、大量の学生がしっかりした考え方を持たず、大学に入学するためである。これを防ぐには、第一に、大学入学前に、大学についてよく説明し、自分に適した学科を選ばせることである。第二に、大学入学後も生徒と進路について十分相談し、途中での落伍者をなるべく少なくするよう対策をとることである。今回の大学改革では、進路指導を大学の大きな任務と位置付けることにしている。

現状では、同世代の37%が3年の学士相当単位を得るにとどまっているが、これを50%に上げることをこの大学改革の目標としている。

2. 就職支援

現状では、ディプロム(免状)取得後、BAC+4(大学4年相当の資格)をとった者のうち、53%が職を探しているという、これ又深刻な状況にある。その原因は、景気が拡大していないフランス経済にあるが、もう一つの理由は、大学教育が企業にとって魅力的なものではないからである。このため、大学において企業への就職を促進できるような教育を行うことを大学改革の柱としている。

現状では、大学よりグランゼコール準備級の方が人気が高く、そちらに学生が増加しているが、落伍者対策、就職支援対策により、大学を魅力的にすることを大きな目標としている。

3. 大学統治機能の強化

大学の統治機能の現状は、指導力が乏しく、透明性が欠如し、外部に対して開かれていない、とされる。大学内の各構成機関の意見の調整の結果と思われるが、そのため動きが取れない状態に陥っている。この状況を打破するために運営評議会を実効あらしめ、学長のリーダーシップが発揮できるよう、制度を改変する。

4. 大学の研究の国際競争力強化

大学はこれまで、国からの関与を強く受けて、独自の研究開発戦略を持つことができなかった。研究の多くは、混成研究単位のように国立科学技術センターや国立保健医学研究所といった国立研究機関によって管理されていた。そのため、大学の自律的研究能力を高め、独自に研究を進め、大学研究のレベルを国際水準に高めることが今回の改革の一つの目標である。

特に優秀な若手フランス人研究者は外国に出てしまう傾向が近年強く見られ、大きな痛手となっている。大学教員の雇用条件を緩和することによって、優秀な人材を集めるなどして大学をフランス国内における研究の一つの中核になるように改革を進める。

目標としては、世界の大学ランキングトップ20のうちに2大学、トップ100のうちに10大学が入るべく、改革を進めるとしている。

3.4 若手研究者の状況

日本では若手研究者の活性化が大きな課題となっている。対比して参考とするためフランスの若手研究者の状況をペクレス高等教育・研究相の発言に基づき次に示す。

フランスにおける大学の若手研究者の環境は好ましくないとの定評が一般的である。研究は情熱を持って、真理を追求するもので、独立性が不可欠であると認識されている。しかし、現実には若手研究者は日常雑事から十分解放されておらず、ほとんどの博士課程の学生は部屋すら持っていない状況である。研究費も研究を実施するに最小限必要なものに限られており、研究をやっと続けている状況である。又、若手研究者の報酬が不十分であることは周知の事実である。サルコジ大統領は、大学の改革のキャンペーンの中で、研究費、研究報酬を上げることを約束している。

博士課程の学生と論文指導教官との関係は、研究の物質的環境と同様、重要とされている。指導教官と学生の対話が学生の研究能力向上に重要である。しかし、現状では、指導教官は忙しくて、十分に学生と対話する機会が少ない。したがって、指導教官は、博士課程の学生の数を減らすことが必要とされている。

知識を伝授することは教師にとって義務であるとともに喜びでもある。若手研究者にとっても、教育は中心的な責務である。しかし、教育のために研究が阻害されることは好ましくない。若手研究者は、ある時期研究に専念することがその能力を開花させるためにも重要である。したがって、研究と教育の両立を目指してバランスをとることも重要である。

研究分野では、世界を相手に競争しなければならず、若手研究者も世界でその名前と活動が知れるようであればならない。そして多くの優れた研究者をフランスに引きつけなければならぬ。しかし、現実には逆で、優秀な若手研究者が多く外国に流れている状況である。頭脳流出は、大きな出血である。この状況を改善することは急務である。又、人口構成が変化している中で、若手研究者の数自体を増すことも社会の責任である。

図書館の利用も大きな課題である。図書は若手研究者にとって知的栄養の源泉である。図書館の利用が制限されると研究への障害となる。サルコジ大統領は、図書館の利用を毎日できるようにして、その利用時間も広げるよう希望している。学生を雇うことによってこれを実現することができる。

フランスの学位は世界中で通じ、高い評価を受けているが、矛盾することにフランスの博士課程の学生のイメージは、ネガティブである。民間企業への就職をためらうことから、企業側は博士過程の学生を企業の助けになると見ていない。これを改善するためには、イメージを変え、教育を充実し、展望を拓く必要がある。

イメージを変えるためには、企業での研修などを行い、経験を積ませることなどが必要である。教育の充実のためには、国内外に武者修行に行くことが有効である。展望を拓くためには、就職先としてアカデミックな機関以外の場所を広げることである。現状では、4人の博士に大学の講師の席はひとつしかない、という状況である。

就職先の多様化をすることが急務である。博士課程の学生の価値を企業側に認識させるよう企業と大学、行政の間関係を深めていかなければならない。企業との関係を強める最もよい方法は、企業からの奨学金を増やしていくことである。企業での経験は、研究成果を応用できるし、教

育を高め、キャリアの準備もできる。みんなで企業に対して、博士課程の学生及び博士を企業に呼ぶよう仕向けていかなければならない。

若手研究者の中には、公的機関、民間以外にも自らベンチャー企業を立ち上げたいと希望する者もいる。彼らを支援してベンチャー企業を育成することは、若手研究者の可能性を拓くもので期待が大きい。

4. 大学改革の概要

「大学の自由と責任に関する法律」のもとで現在進められている大学改革の内容を政府の資料に基づき次に示す。イタリック体で書かれた部分は、筆者の補足説明である。

1. 公的な高等教育へ新しいミッションを追加する

学生の進路指導と就職支援を新たなミッションとする。

2. 大学統治機能を改革する

法律は、民主的で主要学問領域の代表者を尊重し、大学運営がより効率的になるよう様々な決定機関の権限を明確にしている。

1) 運営評議会を戦略的な機関となるよう改革する。

運営評議会のメンバーを20～30名となるよう縮小し、公平に大学を代表するように、大学の各代表を参加させる。運営評議会は、大学の計画を中心にまとまりのある一貫した指導グループとする。

対外的に開かれていることを確保するため、7～8名は、外部人材とする。そのうちに2～3名は県会議員1名を含む地方自治体の代表とし、最低限1名は企業の社長又は役員とする。

規約上審議に関して決定が容易にできるように、委員の絶対過半数で決める。

教育研究単位 (UFR: *unité de formation et de recherche*) 設立の決定権を与える。

学院 (*école*) や教育研究施設 (*institut*) について提案、あるいは意見を述べる。

これまでは運営評議会は30～60名と大きな組織が通例であった。例えば、パリの自然科学系唯一の大学であるマリー・キュリー大学では60名、26名が教員代表、8名が技師、事務職、専門職代表、13名が学生代表、13名が外部委員であった。現在では法律に従い、28名と改選している。17名は大学内の代表、4名は学生代表、7名は外部委員となっている。

UFRは日本の学部に対応するもので、教育法典に位置づけられる組織である。長の選出、運営委員会の構成、委員の選出法も法律で定められている。また、その設置は現在は省令で決定されている。

2) 3つの評議会の役割を明確にし、連携を向上する。

3つの評議会の刷新により一貫した指導体制を築く。

要望を提出できる諮問委員会である学業・学生生活評議会と科学評議会を強化する。

学業・学生生活評議会は大学福利厚生地域センターと連携して教育の評価を行い、その委員には学生生活を担当する学生の副代表を含める。

科学評議会は、教員の採用を担当する教員選考委員会の委員の選定に関し、意見を述べるができる。責任と権限を拡大する一環として、専門委員会がそれまで持っていた採用以外権限を継承し、又、博士課程学生と研究に対する助成金に関して意見を述べる。また、あらゆる教育レベルにおいて、研究と教育について、連携を深める。第3期学生(博士課程)の代表権は強化される。

各評議会の役割を明確にするため、学長を除き委員の兼務は許されない。

3) 学長は計画推進者であり、グループの指導者でなければならず、結果で評価される。

学長は、その民主的正当性を高めるため、運営評議会が選んだ者によって選挙される。すなわち、学長は学生、職員、研究教員の代表であり、3つの評議会を主宰する。

学長は、社会に開かれていることと大学区の正当性の調和をとるため、今後、研究教員、研究者、教授、講師、客員、非常勤、及び相当のあらゆる職員の中から選出される。この場合、学外、国籍を問わない。

学長の権限を強化するために、地方自治体の代表を除き、外部委員は運営評議会の了承のもとに、学長が任命する。

学長は大学複数年契約を準備し、実行する。学長は、大学内のすべての人事配置について反対する権限を有する。学長は、施設の安全管理に責任を持ち、障害を持った職員、学生の建物、及び教育へのアクセシビリティを監視する。

任期は1度だけ再任される。

これまでは、学長は、大学に在籍する常勤の研究員で、フランス国籍を持つ者と限定されていた。又、学長はこれまで1期5年で、再任は認められていなかった。今回、学長の任期を4年とし、再任を許すこととした。3つの評議会の議長を務めることは、従前と変わりはない。フランスでは、全国の地域ごとに教育を監督する行政組織“大学区”(académie)が置かれている。大学区は、所管内の初等教育から高等教育までのすべての教育活動を監督している。

4) 社会対話の場のための同数専門委員会を創設する。

同数専門委員会 (comité technique paritaire) は、科学、文化、職業の性格を持つ公的機関に設置される。本委員会は大学の人事管理政策について諮問を受ける。毎年、機関の社会政策の結果が本委員会に提出される。

同数委員会は、フランスでよく置かれる組織であり、同数の代表から委員が構成される意味で、例えば、男、女同数の委員会が一般的である。ここでは、管理者側と教職員が同数の意味。

5) 予算と人事管理について、新たな責任を付与する。

大学からの申請により、又、法律の公布後遅くとも5年以内に、大学の構成機関と協議して編成される包括予算をすべての大学は持つことになる。同時に、人事管理についても新しい責任を持つ。たとえば、運営評議会は研究教員の責務(教育、研究、その他管理業務)を加減する能力を持つ。賞与の配分を自由にできるし、優秀な人材には、手当改善措置を講ずることができる。契約によって任期付または、無期限に、A種に相当する専門職、又は、管理業務を担う人材、又は、教育、研究、教育研究業務のための人材を採用することができる。

さらに法律は、国から割り当てられたり、利用を自由にされた動産、不動産の全面的所有権を要請があれば、国が大学に譲渡することを許可している。

これまでも大学は包括的運営交付金を国から受けており、学内の使用は各大学の裁量に任されていた。包括予算額は大学の敷地面積、学生数、教職員数等の指標によって決められるシステムが確立しており、ほぼ機械的に決められる。

ただし、大学予算のほぼ半分を占める教職員の給与は、公務員であるので直接国から本人に支給されていた。これらも今後、包括予算の中に入れられることになる。

これまではUFRごとに国と予算折衝してきめていたので、大学として統一性がなく、バラバラであった。包括予算を得ることにより、大学全体としての政策を立案し、実行できるようになる。大学活性化を図る様々な改革のなかでもこの包括予算の効果は特に大きいと考えられる。

フランスの公務員は、A種、B種、C種に分けられる。A種は学士の学位以上が必要で、主として管理、企画、監督等の業務に従事する。B種はバカロレア以上で一般事務に従事する。C種は中卒以上で補助的業務や用務に従事する。

6) 各大学の必要性に対応し、より迅速で、より適した採用を可能とする。

法律は、選考委員会の設置を定めている。選考委員会は、研究教員をより迅速に、より広く、より透明性をもって、又、職務遂行に必要な学問的水準を損なうことなく採用する権利を法律によって付与される。選考委員会は、研究教員とそれと同等の者のみによって構成され、運営評議会によって設立される。委員会は、採用候補者と少なくとも同等の研究教員及びそれに相当する者から構成され、科学評議会の意見をもとに関係専門分野の人間の多数決で選ばれる。外部委員が、少なくとも半分以上いるときにのみ、選考委員会は有効である。

法律は、複数の大学に共通の選考委員会の設置を認可している。

選考委員会については、2008年4月10日付けで政令が出されている。その内容は次の通りである。

選考委員会は、新しいポジション、または欠員が出た場合、それぞれ設置されることになる。人数は8人から16人の間とされる。委員会の構成は委員会の作業が始まる前に公開される。

共通の選考委員会は、複数の大学が参加するPRESのような場合には活用の機会が大きい。各大学の運営評議会の検討により設置できる。

選考委員会は一人の候補者に対して二人の委員からのレポートをもとに面接者リストを決定す

る。これにもれた候補者には求めに応じてその理由が伝えられる。

科学評議会にも候補者の資料が渡され、各候補者についての意見がまとめられる。この意見は選考委員会に伝達される。

選考委員会の委員長は面接候補者を召集し、会議の議事次第を決める。選考委員会の半数以上が出席し、そのうち少なくとも半数以上が外部委員の場合、委員会は無効とされる。委員会ではテレコミュニケーションのような参加も可能とする。ただし、委員会の実際の参加者が4人以下の場合は無効でないとされる。

選考委員会は面接後に候補者について検討し、各候補者についての意見をとりまとめる。場合によっては、優先順位付けのリストとして意見をまとめる。委員会は出席者の多数決により決定する。候補者の要請がある場合はその意見を候補者に伝える。候補者が意見を受領した時点で選考委員会の任務は終了する。

選考委員会の意見をもとに運営評議会は候補者の名前、場合によっては、優先順位をつけた候補者リストを提案する。学長は候補者名または候補者リストを高等教育担当大臣に伝達する。

3. 学生サービスを改善する

登録の自由と事前登録の措置を講じる。

- 1) 大学の第1課程では、本人が居住する大学区のすべての大学に登録できる登録自由の原則を法律は強化している。又、バカロレアを取得した大学区内での学生の登録保証を維持している。事前登録において、学生に対して個人的に情報を提供し、指導することはすべての大学の義務となる。
- 2) 就職の支援組織を義務付ける。
法律はすべての大学に学生の就職を支援する組織、就職支援局 (bureau d' aide à l'insertion professionnelle) を設置することを義務づけるとともに、就職支援のための本格的な準備措置を法律に定めている。
- 3) テューター制度を進める。
学生生活のために、法律は学長に対して、大学区と社会の基準を優先的に考慮して、テューター活動や図書館業務のために学生を雇う権利を与えている。

就職支援局は既に半分からの大学でおかれているが、これをすべての大学の義務とすることとした。就職支援としては、学生の企業研修だけでなく、就職情報の学生への提供、企業と学生の会合の設定等さまざまな形態が考えられる。

テューターは、DEG課程(初期2年間の一般教育課程)一年次の学生支援のため、第2期(修士課程)、第3期(博士課程)の学生が、担当教員の責任の下に学生を指導する。テューター自体は前から実施されている。

4. 大学の民主化を強化する

運営評議会の過半数は、研究教員(教授、講師)によって占められる。委員はすべて重要学問領域を考慮した研究教員リストの中から選任される。

この場合、共同企画に係るリストを組み合わせることも可能である。

- 1) 法律は、研究者、契約によって研究、又は教育を実施する者、技師、専門職員、事務官など大学に働く者が、大学の民主化に参加することを保証する。
- 2) 運営評議会は、その多元性、多様性を確保するために、その構成リストが多少不完全な可能性になっても、比例代表制による多数決一回投票制とすることを法律は一般化する。
- 3) 学生選出委員については、法律は、代表者になるための資格条件、情報提供についての行為を規定している。学生が、学業を民主的運営に参加することと彼らが学業に励むことの調整をとるための代表選挙を定めている。

フランスの選挙は、通常一回目で多数を占められない場合は、二回目の投票を行い、多数を占めたものを当選とすることが多い。しかし、学長選挙は一回投票で決めることにする。

5. 大学の利害のより良い確保を求める

法律は、大学学長会議(CPU)、エコール・エンジニア学長会議(CDEFI)に自治権を認め、両者に対して、その利害を守るために公益法人として、協会の形をとることを許可する。

6. 複数年の契約により、国は大学でのパートナーの立場を強める

大学と国を結び付けている複数年契約は、大学の戦略性を定義できるし、方策を総合化ができるので、自治を高めるための複数年管理の手段となる。結果が後に評価される。職員評価条件、場合によっては研究教育拠点(PRES: un pôle de recherche et d'enseignement supérieur)参加形態が規定される。契約の準備、実施には、大学の構成機関が参加する。契約には教育内容の開設や廃止が含まれなければならないし、契約人材の雇用可能性をも含める。

複数年契約制度は、1984年の高等教育法(サバリ法)で、大学に適用され始め、1992年までには、ほぼすべての大学で国との契約が締結されるようになった。契約期間は4年間で、教育内容、必要人材、資産などが定められる。国との契約は、大学を4群に分けて、毎年順番に締

結されている。研究については、契約交付金の役割が大きい。

PRES は、2006 年の研究計画法で制度化されたもので、地域的に隣接する研究教育機関が大学を中心として主として研究のために地域協力する枠組みである。設置形態は、法人格を持つ、持たないは自由である。活動内容も参加機関の自由で決められるが、大学の参加は条件となっている。

7. より高い透明性を目指す

法律は次のような出版物を公表することを規定する。

- 1) 免状取得者、学業継続者及び就職に関する統計
- 2) 就職支援局が行った職業訓練の数と質の報告
- 3) 大学区長、大学事務総長が行う法律の監督、実施行為、特に入学登録料に関する報告

法律は、複数年契約が自校出身以外の教員の採用について、目標を定めることを規定している。

8. パートナーシップを強化し、資金を多様化する

大学の資金を多様化し、外部経済界との関係を強化し、新たな資金源を作るため、法律は二種類の財団を規定する。1) 法人格のない大学の財団 2) 共同財団: 教育研究活動に共通の関心を持つ公私の機関と大学を結びつける財団。大学や高等教育研究のための企業や個人の寄付金は、減税制度を緩めたり対象範囲を拡大することで、大学へのメセナを奨励する。(施設や博士論文に対する資金の提供、高等教育研究への払い込み金に対する付与措置拡大)

これまで大学への民間企業の援助は、大学院生に対する奨学金など限られたものだった。そこで、寄附講座などは許されていなかったが、今後は施設整備などをはじめ、かなりの自由度を持つことになる。

グランゼコールには、すでに財団が置かれており、今回は全大学にこれを拡大しようとするものである。

9. 大学とユーザーの新しい関係を作る

大学とユーザーの係争を解決するために法律は高等研究仲裁機関の創設を定めている。

10. 大学改革を定期的に評価する。

法律の野心的な目的は、今後5年間で、85の大学が自主性を確立することである。良い実施例や法律適用の困難性を確認するため、2名の下院議員と2名の上院議員が加わった法律の適用を評価する追跡委員会が設置される。委員会は毎年国会へ報告書を提出する。

5. 大学各組織毎の具体的改革

現在進められている大学改革をそれぞれの立場で見た場合、どのような変化がもたらされるかを政府の資料をもとに解説すると次の通りとなる。イタリック体で書かれた部分は、筆者の補足説明である。

1. 改革が大学学長にもたらすこと

法律によって、学長の権源と責任は大きくなる。

1) 学長は計画の促進者であり、より合法的となる。

学長は運営評議会選出委員の絶対過半数で選ばれる(研究教員及び相当職員、学生、技師(ingénieur)、事務職員、専門職員(technicien)及び図書館職員代表)。

運営評議会の研究教員代表による学長選出は一回の多数決で決めること、及び教授と助教授の名簿を公表することによって、学長が推進する大学政策へ大半の支援を引き出すことができる。

学長は、毎年運営評議会で票決に委ねられる活動報告を提出することで、民主的責任を果たす。再選は可能で、その実績で判定される。

運営評議会は、唯一の議決機関であり、大学の目的、基本方針を決め、構成機関の間の活動の調整を行う。予算、交付金や教職員ポストの分配、国との契約、研究費、施設、敷地の利用など審議、決定する。教育、研究に関する協定、会計報告の承認を行う。

科学評議会は、研究の方針、科学論文の考証、研究費の分配について、運営評議会に提案する。教育プログラム、研究教員の資格審査、学内各組織の研究計画、契約等について諮問を受ける。特に契約予算の策定をはじめとして、科学面に関係するすべての課題について発議できる。

2) 大学区の正当性の保証責任を展開する柔軟な学長職

学長は大学内外から、国籍の条件無く、研究教員、研究者、教授或いは助教授、客員又は非常勤、及びあらゆる相当職員の中から選ばれる。

68歳に達した日付から数えて次の8月31日が巡ってくるまで職務遂行ができる。

教授・講師の定年は従来から65歳であった。学長のみ68歳に延長した。

3) 学長の権限と責任強化

学長は、外部識者を運営評議会委員として任命する。地方自治体代表を除くその名簿は、運営評議会選出委員が承認する。

学長は大学の複数年契約を準備し、実施する。

大学の中で告示されたあらゆる職員配属について反対権を持ち、大学戦略に関わる人員の採用の適合性を監視できる。

学長の署名権を、3つの評議会の副委員長、18歳以上の執行部選出委員、事務局長とその責任下にあるA種職員へ委任できる。また、大学構成機関、共通施設、他の高等教育・研究公的機関と合意、成立させた研究単位に関わる課題については、学長はそれぞれの責任者へ委任できる。予算と人事管理に関する拡大された責任と権限の一環として、運営評議会が定義した全般規則に従い、学長は大学に配属された職員の賞与割当ての責任者になる。A種雇用に相当する専門又は管理職務に就くため、或いは教育、研究、教育・研究の職務を全うするために、期間限定又は無期限に契約職員を採用できる。

学長は大学施設の安全責任者であり、身体に障害を持つ職員や学生のために、建物又は授業へのアクセシビリティを監督する。

人件費を含めた包括予算を持つことと合わせて、人事管理の権限が大学に移されることの効果は大きい。これまでであれば、欠員が出た場合、高等教育研究省が判断し、場合によってはポストが取り上げられ、補充できないこともあった。今後は学長の判断で必要な人材を確保される道が開かれた。

2. 改革が教員・研究者にもたらすこと

1) 大学の存在において研究教員の果たす役割は大きい。

研究教員は運営評議会における占める割合も高く、場合に応じて8～14名の代表委員を数える。研究教員代表は大学の内部均衡及び主要学問領域を代表する名簿から選出される。共有目的を中心に強力に結びついた指導班を予め形成するために、大学のある企画について教授及び講師名簿を加えることができる。

運営評議会の役割は顕著に強化されるため、大学の運営における研究教員の果たす役割は、学長選挙も含めて大きくなる。学長は当然、彼らの中から選出されるが、大学外部の研究教員、或いは他の相当する大学職員、フランス人又は外国人から選ぶこともできる。大学共同体は、大学の政策を導く力を持った最も相応しいと思われる人物を選ぶ幅広い自由を備えている。

2) 極めて公平な質の高い採用を保証する。

本法が規定する選考委員会は、採用選考における公平性を全面的に保証し、研究教員を迅速に採用することを可能とする。迅速な対応と優れた人材追求を両立させるため、科学評議会の意見をもとに、運営評議会が学長の提案に基づいて研究教員及び相当職員のみ限定された選考委員会を形成する。過半数以上の委員が学問領域の専門家から選ばれる。少なくとも半数は大学外部の学識者で構成され、出席委員の少なくとも半数が大学外部委員でない限り成立しない。

教授は共和国大統領の政令によって任命され、講師は高等教育担当大臣の省令によって任命されることは現状通りである。

選考委員会の委員の半数を大学外の学識経験者とするルールでは、それぞれの大学の要請を満たす教員を採用できないのではないかと、との懸念もあるが、筆者がヒアリングをした大学教授は皆これに賛成していた。自校出身以外の教員採用について目標を定めることを法律は定めているが、これを達成するためには、外部委員が半数を占める選考委員会が必要なであろう。

3) 教育と研究活動の間をより柔軟に調整する。

運営評議会は規約上の措置を遵守し、様々な活動(教育、研究、管理、実用化など)の間で、大学の必要に応じて、教員の業務配分の一般原則を定義することができる。各研究教員は、自身の希望や大学の必要性に応じて、キャリアを評価される機会を与えられる。

研究の中心的役割を果たす若手研究者については、教育も中心的な任務でもあるが、研究が盛りになる時期においては、研究に完全に没頭することが望まれる。従って、大学はこの措置によって若手に対して教育の義務を免除、軽減できる自由を持つことができるようになり、若手研究者にいつでも好適な環境を作り出すことができるようになる。

4) 職業的尽力を評価する。

運営評議会が定義する一般規定に従い、学長は研究教員の注いだ努力に金銭的評価で応えるための賞与政策を推し進めることができる。さらに、科学評議会が、博士論文指導や研究の補助金割当てについて意見を述べるることができる。

5) 契約職員を採用することができる。

選考委員会の意見に従い、大学は研究教員を、期間限定又は無期限で契約雇用することができる。大学は、大学の必要性に応じた協力期間内で、外国人教員、国外で就労しているフランス人研究者、外国語教官等の極めて柔軟な採用が可能になる。濫用を避けるために、大学と国が結ぶ複数年契約はこのような採用に係る費用の賃金総額における割合を限定すると規定している。

フランスでも、研究者の海外流出が大きな問題となっており、特にアメリカへ優秀な人材が流れてしまうことに危機感を抱いている。世界一線級のフランスの経済学者の40%がアメリカにいとされ、

対応が急がれていた。契約により、大学が柔軟に採用できるようになれば、大きく改善される道が拓かれる。

教員の採用が臨機応変にできるように改善させるのは良いことではあるが、大学だけの要請にこたえるため、短期間の教員の採用を多くするような場合には、問題である、との懸念も示されている。

3. 改革が学生にもたらすこと

1) 大学生活における学生の影響力を強化する。

大学の戦略的決定事項を採択する運営評議会において学生は3～5議席を占め、学長を選出する大学共同体の選出代表者の一員となる。運営評議会の構成について大学が採用した形式如何にかかわらず、学長選出における学生の重みは、従来より重要になる。

学生が投票権限をよりよく遂行できるように(運営評議会、学業・学生生活評議会、科学評議会において)、本法は、学生が資格を得られるようする教育上の利益や情報の提供について規定している。

学生副委員長は各大学の学業・学生生活評議会において選出される。特に大学福祉地方センターと関連して、学生生活の課題について担当する。

2) 学業の挫折を極力抑えるための進路指導及び就職支援という2つの使命が付与される。

法律は、高等教育の公的業務として、教育・研究と同じく進路指導と就職支援を加えている。

・ 積極的な進路指導

すべてのバカロレア所持者は、事前登録を終えれば、各自が選んだ大学に登録する自由がある。この手続きは、高校と協議しながら大学からの情報伝達と進路指導対策を受けるためである。事前登録は新バカロレア所持者が、学業に関連する就職口及び学業を達成させるために習熟すべき知識について情報を得た後、彼らに最も相応しい教育コースを選ぶための基礎となる。この措置の実施条件は、2006～2007年に実施した67件の実験作業評価後、進路指導の省庁間代表委員会と連携して定められる。

・ 就職支援局

法律は、各大学に学生の就職支援組織の設置を定めている。大学が提供する教育に関する研修や雇用情報を広める他、学生がはじめて社会に出て就職できるよう支援する。学生が、職業生活へ順調に踏み出す支援をよりよく行うためである。法律は、学業・学生生活評議会に宛てた組織の年間活動報告の提出を定めている。

学生の進路指導、特に入学前のオリエンテーションは重要である。現状では、進路指導が行われていないため、例えばマリー・キュリー大学では心理学やスポーツ学への応募が多い。これらを卒業しても仕事がないので、入学前に事情を良く知らせ、本人に適した学部に入學させることを目標とす

る。

就職支援局の業務内容を検討報告するため作業委員会は、2008年2月に設置され、関連機関の役割分担などの検討が進められ、夏を目途に報告書がとりまとめられる予定である。

3) 学生採用の可能性を拓く。

法律は大学に対し、大学区基準や学生の社会的基準に従って、チューター活動や図書館業務に学生を採用する可能性を定めている。就業時間及び契約期間、学生が遂行する職務内容は、試験準備や試験日程など学生特有の制約が尊重されるよう、政令が定める。本法の目的は、金銭的余裕が無く且つ優秀な学生の生活環境を、大学の教育的計画や学生の個人的計画に繋がる活動で改善させることである。

4) 博士論文執筆者の役割を高める。

法律は、研究政策の方向付け(学術及び専門的考証、研究資金分配など)に意見を述べ、又、大学の全課程における教育と研究の連携を強化する科学評議会において、博士論文執筆者の代表を増やす。

大学内で、正規教員研究者の業務の3分の1以上の教育職務を果たす契約研究教員、および博士論文執筆者は、様々な評議会や諸機関への参加に関して、研究教員に相当する。

5) 大学と協力機関の間の関係を財団が強める。

法律が拡大した財団設立の可能性は、大学と協力機関の間の連携を発展させる。これにより補足的に財源を集めることができ、国内外派遣給付金制度や文化活動実施といった、学生の利益となる新しい活動を推し進めるための行動の自由度を拡げることが可能となる。

6) 現状維持されること。

- －登録料は高等教育・研究省が設定する。
- －免状は国家的性格を保持する。
- －学生への福祉援助は、大学福祉センターが管理する。

4. 改革が技師、事務職員、専門職員、図書館職員にもたらすこと

1) 学長選挙への参加を強化する。

法律は、役割が極めて戦略的であり、人数が縮小した運営評議会を規定している。この運営評議会において、代表する職員は一丸となって大学の政策に影響する重要な決定に参加する。学長選挙に参加する選出評議員母体において、職員の代表は大学が選択した形式に応じて、2～3名となる。その選択に従って、職員は学長選挙の選挙母体の21%まで代表権を持つことが可能で、採用した形式が何であっても、上下両院合同会議採択による1984年法規定より意義の大きい重みを持つ。

2) 社会対話の機関を創設する。

法律は、各大学において、管理側及び労働組合組織側からの同数代表によって構成される同数専門委員会(CTP)設置を是認する。本機関は、大学、附設組織の企画についてだけでなく、人事管理のあらゆる課題(就労時間短縮・整備に関する法律(ARTT)、超過勤務補償措置、教育政策、社会活動、契約職員を含めた採用の全般条件)について意見を述べる。大学の管轄施設内で活動する職員は全て、同数専門委員会の意見対象となる。

3) 明確な枠組のもとで契約職員を採用できる。

公職法は、契約職員に業務を委ねる事を認めている。この観点から、法律は、大学が予算及び不動産における新しい権限と責任の行使に必要な人事採用を認め、より明確な法的環境を整えている。大学は今後、建築家、現場監督、資産運用といった現在の大学本体には無い、或いは極僅かしかない新しい専門職を必要とするであろう。大学の公共業務実行に関わるこれら契約は公法契約で、その対象者は公務員となる。法律は、大学の複数年契約において、契約職員費に割く賃金総額の最大割合を国家が定める事を規定している。

その他、大学は、チューター活動や図書館業務などについて、政令が定めた条件に従い学生を採用することができる。

大学改革の中で、図書館の役割は高く評価されている。よい研究をするためには、膨大な図書の新蔵が必要で、若手にとって知の源系だと位置づけられている。このため、サルコジ大統領は、週7日間の開館と開催時間の延長を求めている。学生を図書館で雇うことによって、これを実現しようとしている。

4) 賞与割り当てで透明な政策をとる。

職員への賞与割り当て政策は、法律が制定した社会対話の決定機関である同数専門委員会の意見に基づき運営評議会が決定する。職員が注いだ努力は、既存の賞与の割り当て方式において又は利益配分特別措置の創設によって正当に認められる。

5) より良い労働条件を求める。

法律は、学長が大学敷地内の安全責任者である事を明確にし、衛生安全委員会の提言に従い、学生や職員、身体障害者の建物へのアクセシビリティを監督する。

5. 改革が大学の協力機関にもたらすこと

法律により、地方・社会経済環境における大学の定着が確固たるものにされる。

1) 地方自治体の投資を十分に考慮する。

法律は、教育、採用、就職に関する政策を決定するに当たって、単なる財政協力以上に、地方自治体の参加を求めている。なぜなら運営評議会においては、県会議員1名を含む2～3名の自治体或いは地域団体の代表者を規定しているからである。

2) 大学発展のために経済協力機関との連帯を強化する。

法律は、運営評議会への経済社会界からの参加者2名を規定している。その内少なくとも1名は、企業の社長、又は、企業役員である。

学問発展に企業が投資するよう鼓舞するために、法律は法人資格のない大学財団、及び協力財団という2つの形式の財団を設立できるようにしている。今までは税制措置の恩恵に浴するため必要であった許可手続きを廃止し、これらの財団により博士論文への財政措置を広げると共に、高等教育・研究への助成金に対する付与措置を拡大することで大学のためのメセナ活動を奨励している。

法律は、研修先や初めの就職先を探すために大学と企業の仲介となる学生の就職支援局を設置すると規定している。

博士課程の学生は、永遠の学生という悪いイメージがあり、企業は博士課程の学生を頼りにせず、又、雇用しようとしなない。この壁を打ち破り、企業と博士課程の学生との改善する最も良い方策は、博士課程の学生に対する企業の奨学金を増やすことである。これにより博士課程の学生は、企業の研究所でも研究ができるようになるなど、両者の交流が深まり、企業への就職のチャンスも広がる。財団設立とその自由度の拡大は、博士課程の学生の活性化に大きく貢献することが期待される措置である。

3) 大学と科学界に関わる他の人々や機関との協力体制を促進する。

大学の複数年契約は、必要があれば、研究・高等教育拠点(PRES)への大学協力形態を規定する。

研究教員の採用に関して、法律は複数の大学に共通の選考委員会設置を認めている。

法律は、運営評議会が規定に基づいた審議を経て、現職委員の過半数議決で、大学が新しい大学或いは既存大学への再編成、統合を大学が申請できることを規定している。この再編成、統合は政令によって承認される。

6. 大学の様々な構成機関の役割

大学の自由と責任法は、大学の構成機関(教育研究施設、学院、教育研究単位、学科、研究センター)と大学が教育研究計画において密接に結び付けることとしている。

1) 構成機関設立について新しく簡素化したやり方を新たに作る。

大学は今後、戦略の実行者として、科学評議会の意見をもとに運営評議会の現職委員の絶対過半数による議決だけで、教育研究単位、学科、研究実験施設、研究センターを設置することができる。

大学附設の学院や教育研究施設については、運営評議会及び高等教育・研究国家評議会(CNESER)の提案又は意見をもとに、高等教育担当省令により設立される。その規定は、有効な手続きに応じて、評議会及び内部組織が承認することによって決定することは現状と変わらない。

2) 複数年契約と予算の編成に関し、大学構成機関は協力する。

大学のあらゆる構成機関は国家と各大学を結ぶ複数年契約の準備及び実施に協力する。

国内レベルでの教育証明の一貫性を保証するため、機関の設立或いは廃止は、この複数年契約に盛り込まれる。現下の契約期間内に生じる場合は、必要に応じて契約変更の手段を踏む。

あらゆる大学が自由意志により5年以内に持つことになる包括予算に関しては、拡大された責任と権限のもとで、共通の教育研究単位及び共用施設業務は大学の予算編成と一体とされ、活動の年間交付金を受給する。

3) 大学附設の研究教育施設、学院に関する特別措置を維持する。

法律は、研究教育施設、学院の事務及び財務体制に関する教育法措置を変更していない。

4) 大学の様々な決定機関における主要学問領域の代表権をより大きくする。

大学定款は、科学評議会及び学業・学生生活評議会における主要学問領域からの代表権を保証する条件を規定している。

学生代表者の選出について、各名簿は学内に存在する主要学問領域の少なくとも2領域からの代表権を保証する。

研究教員及び相当職員の運営評議会代表者選出について、各名簿は学内に存在するあらゆる主要学問領域、すなわち、法律、経済、経営、文学、人文社会科学、科学技術、保健衛生系の代表権を確実にする。

5) 選考委員会においては、過半数代表権を専門分野が持つ。

選考委員会は、研究教員及び相当する契約職員採用のための専門委員会を代替するもので、当該科目専門家が過半数を占める。その内半数が外部委員という構成とする。

6) 専門分野ごとに《大学財団》設立を可能とする。

法律は、大学が一つ或いは複数の事業又は全体に関わる活動を非営利で実現するために、法人資格のない大学財団を一つ又は複数設立する可能性を開いている。大学は、専門分野ごとの教育や研究計画のための財政援助を目的とした財団を設立することができる。

7) 医学、薬学、歯学の教育研究単位は大学の科学政策と一体となる。

法律は、教員及び病院職員の雇用創出方法は、公衆衛生、教育及び研究の必要性を考慮し、高等教育及び厚生担当大臣により合同で決定する現状に変更はないとしている。法律は、医学、薬学、歯学の教育研究単位と、大学の他の構成機関との一貫性を求める。医学、薬学、歯学の科学政策は、特にバイオ医学分野において、学長と他の構成機関との間で共同で準備・実施される大学複数年契約において定義される大学の戦略方針の中に含まれる。

8) 混成研究単位(UMR)の職員は大学の民主的運営に完全に参加する。

研究組織の研究者、研究組織の技師、専門職員、事務職員は、大学内の様々な評議会や決定機関関与について、大学内で任命された研究教員、技師、専門職員、事務及び図書館職員とそれぞれ同等である。

これら職員のそれぞれの雇用組織との関係は変更されない。

フランスの大学では、国立科学研究センター(CNRS)、国立健康医学研究所(INSERM)などの多くの国立研究所との間で研究契約を結び、国立の研究機関の研究者が大学の中で研究を行っている。その組織が混成研究単位であるが、研究者は、大学の身分を持たない。しかし、今後は法律改正により、大学の職員と全く同等に大学の運営に参加できるようになる。

9) 大学附設教員養成センター(IUFM)の統合プロセスは継続する。

学校の将来のための進路指導とプログラムに関する2005年4月23日2005-380法に規定された大学附設教員養成センター統合プロセスは現状と同じ条件で継続され、遅くとも2008年4月24日には達成されなければならない。

7. 国家は改革の協力者、支援者そして責任者である

1) 国家は新しい大学の協力者となる。

国家と大学の間で結ばれる複数年契約がより確かなものとなる。それは教育、研究、就職支援の点において大学が達成する目標、及び目標達成に必要な手段を厳格に定めることになる。

契約終了時、4年毎に評価が行われる。

国家は新しい大学の機能の質を保証する。

大学区長は、公開報告により、大学の諸活動に対して行った法的措置について報告する。

教育課程一覧は国家との契約に含まれる。

免状は国家的性格を残し、登録料は高等教育・研究大臣が定める。

大学教授は共和国大統領政令により指名され、講師は高等教育担当省令により指名されることに変わりはない。

大学と共に署名した複数年契約の一環として、大学内で養成を受けた教員に関しては、国家は、契約職員が限定されていること及び大学が定めた目標を遵守することを監督する。

2) 国家は改革を共に進める。

国家は5年以内に大学からの要請に基づき、次のような権限の移転に責任を持つ。

事前の第三者鑑定(建物の安全対策など)を含め不動産の権限。

経理、資産運用、人事管理そして新情報体系での新しい能力を必要とする包括予算(予算管理、人事管理)の権限。

高等教育担当大臣は、あらゆる課題や遭遇した困難に対応する連絡組織を設置すると同時に、その組織は良い運用例や教育指導及び最良の実践を広める。

大学内決定機関の機能について法的手順遵守を監視強化する。

大学内の機能行使に重大な困難が生じた場合又はそれらの責任遂行が欠けた場合、例外的に高等教育担当大臣が状況に応じたあらゆる措置を取ることができる。

3) 法律が規定する調査委員会は、改革があらゆる人々にとって有効であることを示す結果を引き出せるように、改革に適応した大学及び困難な大学を確認するための報告を毎年国会へ提出する。

8. 改革スケジュール

・ 暫定措置

法律43条で規定された条件において、現在の選出学長はその任期を終えるまで在籍する。

・ 2008年2月11日以前

運営評議会の構成及び委員数を決めるため、現職委員の絶対過半数によって規約を変更する。

・ 2008年8月11日以前

新しい運営評議委員の選挙を実施。

選出学長より地方自治体代表者を除いた外部識者を指名し、運営評議会選出委員による承認を受ける。

1) あらゆる大学に直ちに適用される措置

遅くとも2008年2月11日までに大学がこの法規を適用する(法律第3条): この期限内に審議が無い場合には、法律の措置に則り、運営評議会委員は20名とする。

- ・ 研究組織の研究者による大学の民主的活動への参加
- ・ 選出学生の教育と情報提供
- ・ 学業・学生生活評議会における学生の副委員長の規定
- ・ 就職支援局の設置
- ・ 政令規定条件における学生の採用
- ・ 政令規定条件における博士課程メセナ
- ・ 同数専門委員会の設置

2) 新運営評議会設置から施行する措置(遅くとも2008年8月11日までに行われる)

- ・ 運営評議会の新しい権限
- ・ 科学評議会における博士論文執筆者の代表権
- ・ 研究教員の採用(選考委員会)
- ・ 主要学問領域からの代表権
- ・ 科学評議会及び学業・学生生活評議会の発言権
- ・ 人事管理に関する科学評議会の役割
- ・ 運営評議会選出委員による学長選挙
- ・ 学長の新しい権限(反対権、採択権)

構成機関の新体制

- ・ 科学評議会の意見をもとに、運営評議会の議決により教育研究単位を設定
- ・ 高等教育担当大臣令による、学院及び教育研究施設設立
- ・ 教育、医学研究単位の新体制

3) 2008年新学期から施行する措置

第1期課程入学のための登録の自由及び義務となった事前登録の一環としての積極的な進路指導

4) 拡大された権限(猶予期限5年)

- ・ 包括予算 - 収支証明
- ・ 運営評議会が決定した教育研究単位及び共通施設の活動予算額
- ・ 教員及び研究員の業務責務の再配分
- ・ 賞与割り当て
- ・ 職員の利益分配措置の創設
- ・ 期間限定又は無期限のA種行政契約職員の採用

5) 施行期限の無い任意権限

- ・ 子会社の設立及び参加協力
- ・ 大学財団設立
- ・ 協力財団設立
- ・ 資産の完全所有権

6. 法律制定後の具体的措置

6.1 2008年度予算の大幅増加

高等教育・研究省は、2008年度予算を18億ユーロ、対年度比7.8%増加させた。これはサルコジ政権が高等教育、研究、イノベーションに対する公約を果たすものである。サルコジ政権は今後5年間で高等教育に関する予算を50億ユーロ、研究とイノベーションに関する予算を40億ユーロそれぞれ増加させることを約束している。2008年度はこの公約を守る初年度であり、前例のない大幅の増加となった。

2012年にいたる5年間の大目標は、次の通りである。

- 1) 学士課程修業率を50%にする。
- 2) 世界のトップ20のうち2大学、100のうち10大学を目指す。
- 3) 研究開発費をGDPの3%にする。
- 4) 特許、科学論文、研究者の流動化のパフォーマンスを向上する。

2008年度予算では、研究と高等教育分野で12億8,600万ユーロの増(対年度比5.8%増)、民間企業への融投資機関であるOseoグループに対して6,000万ユーロの増(対年度比37%増)、財政支援として4億5,500万ユーロの増(対年度比50.6%増)となっている。この財政支援の内訳は、民間企業の研究開発優遇措置税制に3億9,000万ユーロの増、高等教育の産業協力費に6,500万ユーロの増となっている。

18億ユーロの増を研究と高等教育の区分で分けると、研究は8億7,900万ユーロの増、高等教育は9億2,200万ユーロの増で、ほぼ半分ずつの増加である。

2008年度予算の重点項目は、次の通りである。

- 1) 大学自治
3億8,100万ユーロの増。大学の施設費関係の増は3億2,900万ユーロの増で、これが大半を占める。財団に対する税の優遇措置等新法による外部資金調達のための経費は、2,500万ユーロの増。
- 2) 学業成功の促進
学生対策として1億7,300万ユーロの増。学生に奨学金など公平なチャンスを与え、学生生活を改善する経費を8,800万ユーロの増。進路指導、教養課程の強化、就職支援など、落伍対策費を4,000万ユーロの増。

3) 研究者の環境改善

1億4,300万ユーロの増。若手研究者関連では1,900万ユーロの増。これには次のものが含まれる。1万2,000人の研究手当受給者90%が大学の特別研究員、または企業派遣とされ、この経費として500万ユーロの増。研究手当は最低賃金の1.5倍とする。学生の企業での研究派遣(CIFRE)では16%の手当増するなどにより600万ユーロの増。PRESのためのポスドク経費100万ユーロの増。

大型研究施設関連では2,200万ユーロの増で、そのうちITERは1,700万ユーロの増、CERNは400万ユーロの増である。

重点分野の研究機関については、9,500万ユーロの増。高等教育研究省関係では、CNES、CEA等で3,800万ユーロの増。他省庁では、航空、環境で5,700万ユーロの増。

4) プロジェクト研究

プロジェクト研究を1億9,000万ユーロ増加する。ANRは1億3,000万ユーロの増(対年度比16%)であり、2005年の研究計画法に基づく計画を支援する。ANRの予算では、2007年の8億2,500万ユーロから2008年には9億5,500万ユーロとなり、公募研究予算を増加させる。特に環境、医療、産業技術に重点をおく。

Oseo予算を6,000万ユーロ増加させる。

6.2 フィヨン首相の予算公約

2007年11月28日、首相は大学長会議議長と5年間の間に大学の予算を50%増加させるという議定書(プロトコール)に署名した。この議定書によれば、大統領の約束どおり、これから2012年にかけて、150億ユーロが大学に追加投入されていることが規定されている。これは政府の約束の中でも前例のないものである。その意味するところは、毎年予算を10億ユーロずつ、5年間にわたって増加させることであり、5年後には、大学予算は50%増加することになる。すなわち、大学年間予算は、現在の年間100億ユーロから、5年後には150億ユーロに達する。

この予算を学生一人あたりでみると、2007年が年間7,000ユーロであるのに対し、2008年は400ユーロの増加となり、2012年には10,500ユーロに達する。

このような公約をした背景をフィヨン首相は、次のように述べている。

フランスの大学は長い間、苦悩にあえいでいた。高等教育は政府の優先事項であり、教育と研究において競争力を与え、その優秀性の評判をフランスにもたらし手段である。この意味から、大学の自由と責任の法律は、新しい大学統治の基礎を拓くものである。

6.3 奨学金の増加

ペクレス高等教育研究大臣は、2008年度予算が定める最も不利な立場にある学生10万人に対する奨学金の引き上げを6ヶ月前倒し、2008年1月より実施すると、2007年11月27日に公表した。対象となる奨学金の総額は、昨年より7.2%増加することになる。一人当たりの奨学金は、2007年1月時点で年間3,661ユーロだったものが、2008年1月には、3,921ユーロに引き上げられる。本措置は、1,120万ユーロの予算再編成によって実施される。

6.4 進路指導の実施

新たに大学の義務となった大学前の進路指導については、現在高校の最終学年にある学生約45万3,000人が既に事前登録された。これらの学生からは約170万件の希望が寄せられている。

学生の希望を分類すると次のようになっている。

高級技術者養成短期高等教育課程 (STS)	希望	38.6%
大学	希望	30.2%
技術短期大学 (IUT)	希望	18.1%
グランゼコール準備級	希望	9.2%

進路指導の次のステップとしては、選んだ大学からの意見を入手することになる。場合によっては、個人面談を受けることも可能となる。

7. まとめ

サルコジ政権になってからのフランスの科学技術政策上の最重要課題は、大学改革である。グランゼコールがあるというフランスの特殊な高等教育において、大学をいかに魅力的にして研究の一つの中核とするかが最大の課題である。このようにサルコジ政権を大学改革に向かわせたのは、大学は明日の経済を担うものであり、その改革は明日の経済への投資としての位置づけである。今回の改革はこれまで、大学長会議でも主張されてきたことでもあり、政権誕生後 3 カ月という極めて短い期間に、「大学の自由と責任に関する法律」が成立できたことは、機が熟していたと言えるであろう。この背景のもとで、大学予算を倍増するとのサルコジ大統領の意気込みのもとに、大学改革は確かな一歩を進み始めている。

しかし、この大改革が順調に進展するかどうかは、予断を許さない。その理由は、一つには予算であり、一つには制度的な問題である。フランス政府は大きな予算増加を公約に掲げているが、これまでのフランスの政府の例を見ると、実行されないことも多い。予算倍増と言って、初年度では確かに約束を果たしたが、今後も計画通りに予算を増加させることができるか保証はない。

制度的な面では、学長の権限を強めた場合、優れた学長の場合は良いが、そうでない場合は、強引に改革と思って進めたことが改悪になりかねない。大学の自治のもとに、動きは鈍いがそれなりに安定成長していたものが崩壊される恐れがある。人事についても、大学が自由に教職員を採用することができるようになったのは大きな前進だが、それが公正で効果的になされるかは大学人自身にかかっており、その精神を変えていくことが本当にできるのかどうかは未知数である。この点では、教員選考委員会の委員は、外部の者を半数以上にするという制度は極めて画期的である。身びいき大学人にこのような制度的なタガをはめることによって優秀な人材のみを大学に集めやすくなるだろう。しかし、一方で、選考委員会が運営評議議会によって設置される構造にも危惧の念がもたれる。組合の代表等が選考委員会に影響力を及ぼし、学問的に公正な評価が乱される恐れがある。新しい制度がうまくいくか、いかないかは、それを運用する大学人の心がけ次第であろう。

制度面においては、さらに大きな課題が残されている。今回の大学改革は大学の入学試験に全く触れていなかった。バカロレア保持者に大学入学の権利を与え、全員大学に入学できる制度を全くいじらなかった。というより、サルコジ大統領ですらいじれなかったのである。大学がうまく機能しない一つの大きな原因は、無制限な入学とそれによる大量の落伍者の出現ということにあるとすると、この点を避けた改革は限定的になる恐れがある。

これらの問題がありながらも、今回の大学改革は間違いなく大学活性化へ向けての大きな前進である。これから大学人が最大限の努力をして、大学の魅力を向上させていかなければならないだろう。もし、それに失敗するなら、大学人には任せられないとして、再び政府の関与が強まるであろう。日本でも大学は独立行政法人として生まれ変わりつつあり、大学改革が大きな関心事項であることには変わりがなく、フランスの大学改革の行方は今後とも大いに注目する必要があるだろう。

本報告書は、JST パリ事務所津田博司所長、山下利之事務局長の協力のもとに作成されたものであり、終わりにあたって心からお二人に御礼を申し上げたい。

8. 附録

【参考文献】

Livret les clefs de reforme des universites
Nouvelle Universite ホームページ
首相府ホームページ
高等教育・研究省ホームページ
ペクレス高等教育・研究大臣スピーチ

【調査協力】

Philippe de Saint-Martin
高等教育・研究省 官房次長 (Directeur adoint de cabinet)
Francois Gros
科学アカデミー 終身名誉顧問 (日仏科学技術高級諮問委員会仏側座長)
Genevieve Berge
ピエール・マリー・キューリー大学 医学部教授 (元 CNRS Directeur General)
Ludovic Jullien
エコール・ノルマル・スーペリウー 化学科教授 (化学科科長)
Damien Baigl
同上 化学科准教授
Ghislaine Filliatreau
科学技術観測所 所長 (Observatoire des Sciences et des Techniques)
飯村 豊
駐仏日本国大使
山田文比古
在仏日本国大使館 公使
藤吉 尚之
在仏日本国大使館 一等書記官
北山 浩士
在仏日本国大使館 一等書記官